

(第十五部)

参議院行政監視委員会會議録第四号

(107)

平成十五年五月十二日(月曜日)

午後一時開会

委員の異動

五月九日

補欠選任

田名部匡省君 大江 康弘君

出席者は左のとおり。

委員長 白浜 一良君
理事 佐藤 泰三君
田村 公平君
高嶋 良充君
渡辺 秀央君

委員

加納 時男君
近藤 剛君
橋本 聖子君
森元 恒雄君
吉田 博美君
若林 正俊君
脇 雅史君
浅尾慶一郎君
池口 修次君
岩本 司君
小川 勝也君
岡崎トミ子君
鈴木 寛君
ンルン マルテ君
統 訓弘君
鶴岡 洋君
山本 香苗君
岩佐 恵美君
西山登紀子君

國務大臣

経済産業大臣

國 務 大 臣

副大臣

総務副大臣

外務副大臣

文部科学副大臣

厚生労働副大臣

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

兼行政改革推進事務局公務員制度等改革推進室長

総務大臣官房総括審議官

総務省行政評価局長

総務省自治財政局長

外務省経済協力局長

財務省主計局次長

文部科学大臣官房審議官

文部科学省高等教育局私学部長

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働省医政局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

大江 康弘君

平沼 赳夫君

石原 伸晃君

若松 謙維君

矢野 哲朗君

河村 建夫君

鴨下 一郎君

白石 勝美君

春田 謙君

伊藤祐一郎君

田村 政志君

林 省吾君

古田 肇君

杉本 和行君

金森 越哉君

加茂川幸夫君

鶴田 康則君

篠崎 英夫君

岩田喜美枝君

厚生労働省保険局長

厚生労働省政策統括官

林野庁長官

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁原子力安全・保安院長

国土交通省道路局長

国土交通省住宅局長

会計検査院事務総局第一局長

日本道路公団総裁

日本道路公団理事

首都高速道路公団理事

国際協力銀行理事

真野 章君

水田 邦雄君

加藤 鐵夫君

岡本 巖君

佐々木宜彦君

佐藤 信秋君

松野 仁君

石野 秀世君

藤井 治芳君

奥山 裕司君

渡辺 勝君

河野 善彦君

説明員

参考人

日本道路公団理事 藤井 治芳君
日本道路公団理事 奥山 裕司君
首都高速道路公団理事 渡辺 勝君
国際協力銀行理事 河野 善彦君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

(大阪府及び兵庫県における実情調査に関する件)

(政府開発援助に対する検査状況に関する件)

(政策評価の現状等に関する件)

(行政評価等プログラムに関する件)

(行政評価・監視活動実績の概要に関する件)

○委員長(白浜一良君) ただいまから行政監視委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る九日、田名部匡省君が委員を辞任され、その補欠として大江康弘君が選任されました。

○委員長(白浜一良君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査のため、本日の委員会に内閣官房内閣審議官兼行政改革推進事務局公務員制度等改革推進室長春田謙君、総務大臣官房総括審議官伊藤祐一郎君、総務省行政評価局長田村政志君、総務省自治財政局長林省吾君、外務省経済協力局長古田肇君、財務省主計局次長杉本和行君、文部科学大臣官房審議官金森越哉君、文部科学省高等教育局私学部長加茂川幸夫君、厚生労働大臣官房審議官鶴田康則君、厚生労働省医政局長岩田喜美枝君、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長岩田喜美枝君、厚生労働省保険局長真野章君、厚生労働省政策統括官水田邦雄君、林野庁長官加藤鐵夫君、資源エネルギー庁長官岡本巖君、資源エネルギー庁原子力安全・保安院長佐々木宜彦君、国土交通省道路局長佐藤信秋君及び国土交通省住宅局長松野仁君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(白浜一良君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(白浜一良君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査のため、本日の委員会に日本道路公団総裁藤井治芳君、日本道路公団理事奥山裕司君、首

だく、そういう努力を続けていきたいと、こういうふうな思っているところでございます。

○統副弘君 エネルギ担当大臣としての平沼大臣のせつかくの御努力をお願い申し上げます。今日はありがとうございます。ありがとうございます。

○岩佐恵美君 私は、日本の円借款で行われたインドネシアのコタパンジャン・ダム水力発電事業について質問いたします。

この事業は、スマトラ島中部の西スマトラ州とリアウ州にかかるカンパル川に、高さ五十八メートル、幅二百五十七・五メートルの多目的ダムを建設して、百十四メガワットの発電所と百五十三キロメートルの送電線を整備するものです。エンジニアリング・サービズに十一億五千万円、本体の一期、二期事業に三百億二千五百万円の借款を承諾をして、一九九六年に完成をいたしました。

最終的な融資金額は二百二十七億九千九百万円だったということですが、ダム、発電所、送電線、道路整備など、具体的な工事種別の内訳を教えてくださいたいと思います。

○参考人(河野善彦君) お答えいたします。コタパンジャン・ダム本体事業への本行貸付額額は、第一期、二期合わせて約二百三十億円でございます。その内訳でございますが、ダム工事が、土木工事が約八十八億円で、ダムの機材調達に約五十七億円で、コンサルティングサービスが約三十三億円で、道路整備が約三十億円で、そして送電設備等が約二十三億円でございまして。

○岩佐恵美君 ダムの発電量は計画の九割との報告をインドネシア国営電力公社、PLNから受けているということですが、現地を調査した民間団体によりまして、乾期は水不足で余り発電できていないという指摘がされています。また、一度水没した村が水位の低下で再び現れて、移転した住民がそこに戻って生活をしている、そういう報道もあります。反対に、移転対象でなかったタンジュン村で四十五戸が水没して三百五十世帯が一

時冠水するなど、計画がかなりずさんだったのではないかと疑われます。

国際協力銀行、JBICは、二〇〇二年一月、コタパンジャン・ダム事業の事後評価ミッションを現地に派遣して第三者委員会に評価を求めているということですが、ミッションのメンバー、第三者評価委員会のメンバー、評価項目について教えてくださいたいと思います。

○参考人(河野善彦君) お答えいたします。現地調査ミッションにつきましては、本行評価担当職員及び第三者評価者がチームとなって調査を実施しております。第三者評価は現在実施中でございまして、当該評価者の氏名は、評価作業完了後、事後評価報告書の中で公表することとなります。

以上でございます。

○岩佐恵美君 評価項目。○参考人(河野善彦君) 失礼しました。評価項目でございますが、これは国際的に五つのポイントについて評価することになってございます。計画の妥当性、それから実施の効率性、効果、持続性、それにインパクト、こういうこととございまして。

○岩佐恵美君 この評価ミッションにはJBICの職員のほかインドネシアの国家開発庁の職員二名、電力公社、PLN職員三名などが加わったということですが、PLN職員の一人はコタパンジャン・プロジェクトの技師長として総指揮を執った人だということですが、このような構成で私は客観的な事業評価が行われるというふうには到底考えられないのです。

第三者委員会のメンバーについて、今公表できないということですが、是非この事後報告のときに公開するというところで、きちんと公開するよう求めたいと思います。

当委員会では、一九九九年の八月に政府開発援助についての決議を行いました。二〇〇〇年三月には、国会法に基づいて、参議院議長を經由して会計検査院にODAの検査を要請しました。その

結果、一九九九年から二〇〇一年度の三年間で十四件について問題ありとの検査結果が報告されています。

私は、こういう点から、コタパンジャン・ダム事業については様々な問題点が指摘をされておりますので、会計検査院が検査を実施すべきだと思います。どう思いますか、その点いかがでしょうか。

○説明員(石野秀世君) 会計検査院では、外務省あるいは国際協力銀行、国際協力事業団といった我が国の援助実施機関に対しまして検査を実施いたしまして、必要に応じて被援助国に職員を派遣して調査をするということをしてございます。

今お尋ねのインドネシアのコタパンジャン・ダムについてでございますが、これにつきましては、会計検査院といたしましては、国際協力銀行の本店検査の際に、その円借款で供与された今の施設あるいは機材等が有効に利用されているかどうか、あるいは発電実績は計画と比較してどういう形になっていっているのかという点につきまして、どのようになっているのかという点につきまして、国際協力銀行が持っている情報、これを聴取するなどいたしまして事実関係の把握に努めていきたいというふうに思っております。

○岩佐恵美君 コタパンジャン・ダム事業は、ずさんなダム建設の問題と同時に、現地住民犠牲という点でも重大な問題があります。

昨年の九月と今年三月に、合わせて移転対象住民一万六千九百五十四人の半数を超える八千三百九十六人が、日本政府とJBIC、PLN、東電設計を相手取って裁判を起しました。裁判では、日本政府に対して、インドネシア政府とインドネシア電力公社に対して原状回復を勧告すること、被害住民に総額二百一十六億円を支払うということを求めています。ODA事業では初めての裁判です。現地の住民が日本政府を相手に日本で裁判を起すというのは私はよほどのことだと思わなければならないと思います。

なぜこんなことになったのかということについては、時間が限られておりますので、簡単に御説明いたしたいと思います。

○副大臣(矢野哲朗君) ただいま岩佐委員からの御指摘のこの事業でありますけれども、外務省としましての考えでありますけれども、ダムの建設、九年に完成をしまして、現在、中部スマトラ地域の電力の約二割を供給しているというふうなことで、電力供給及び電化率向上に大変貢献をしていると考えております。

ただいま、インドネシアの地域住民の方々から訴訟が起きたという御指摘でありますけれども、我が方としては、この問題については、インドネシア政府に対しても、住民移転、環境保護等、適切な対応を取るよう従来から求めつつ、本件事業に対する円借款の供与を決定をさせていただいた経緯がございまして、ですから、この件については、改めて申し上げます。ですから、この件については、改めて申し上げます。

なお、一部でありますけれども、移転住民の生活の改善を要すべきゴミ園や移転先の上下水道の整備等々残っていることは認識しております。住民の意見や参加を踏まえて対応策を取るようインドネシア側にも随時働き掛けをさせていただいているのが現状であります。

○岩佐恵美君 私は、今度のこういう訴訟が起きているというのは本当に重大なことだと思っております。その点、外務省の反省が足りないというふうな思っています。それは今後の対応に掛かっていると思っていますが、ちょっと事実関係について幾つか伺いたしたいと思います。

九一年の事業の採択に当たって、当時の外務省の石橋有償資金課長は、住民の反対や世論の批判を抑える、そのために、移住地整備にセクター・プログラム・ローン、SPLを流用するよう、これを扱うようにということで、インドネシアの当局者に再三再四提案をしております。このSPLというのは、外務省の資料によりますと、九一年度六百七十五億二千円、九二年度六百六十一億七千万円、九三年度三百四十億五千六百万円であったということですが、このうちコタパンジャン・ダ

ム事業の住民対策として何に幾ら使われたのでしょうか。

○政府参考人(古田肇君) 御指摘のセクター・プログラム・ローンでございますが、国際収支の支援ということで、一般物資の輸入決済に要する資金を貸し付けるものであるわけでございますが、その過程で発生する現地通貨、いわゆる見返り資金は、インドネシア政府の国家予算に組み込まれるということで、我が国と合意したセクターの開発事業に使用されることになっておるわけでございます。

御指摘のありました当時の石橋有償資金協力課長の発言の趣旨でございますが、インドネシア政府に對しましてこの見返り資金を原資とした国家予算を本件住民移転対策費用に用いてはどうかという提案でございます。具体的には、農地造成、アクセス道路、水道施設、住宅、橋、村道等に支出されております。

○岩佐憲美君 幾らですか。

○政府参考人(古田肇君) 九一年度、九二年度、九三年度、合計いたしました約二十二億円でございます。

○岩佐憲美君 また、現地を見た人の報告によりますと、移転地に造られた井戸にOECF援助資金で造られたという表示があったということですが、これはどういう援助資金から幾ら使われたんですか。

○参考人(河野善彦君) お答えいたします。

コタパンジャン水力発電事業の移転対象地における井戸の整備には、九八年一月に承諾いたしました地方インフラ整備事業、これ第二期でございますが、この資金が充てられてございます。

この地方インフラ整備事業と申しますものは、ジャワ島、バリ島以外の貧困地域におきます多数の村落を対象に、貧困削減を目的といたしまして各種基礎インフラを整備するものでございます。同事業の下で、コタパンジャン水力発電事業にかかわる移転村の一部におきまして、簡易浄水施設である浅井戸、雨水集水施設、ポンプ、衛生関連

施設である村の共同井戸、沐浴場、公共トイレ、さらには米保管施設等が建設されてございます。こういった移転対象地域におきます諸施設整備のために使われた貸付金額といたしましては約六百万円でございます。

○岩佐憲美君 事業に伴う住民の移転補償などは円借款の対象ではないということだったはずですね。しかも、円借款で造られた井戸がずさんな工事でも、とても飲めない水で利用されていないということですか。

今、井戸の問題とかいろいろ指摘しましたけれども、コタパンジャン事業の住民移転対策に使われた円借款の全容について資料を明らかにしていただきたいと思っております。

委員長、この点については後でまとめて申し上げますが、資料請求をさせていただきますと思っております。

続けて、ダム上流のスマトラ中部森林造成事業の調査検討に四億二千六百万円のES借款を供与してございます。この事業については、先ほど紹介した有償資金課長、石橋課長が、自然破壊の事業という批判に対して有効だということで大変持ち上げていたようです。その後、森林造成の本体事業、これは実施をされたのでしょうか。

○政府参考人(古田肇君) 御指摘のスマトラ中部森林造成事業でございますが、一九九二年にES借款という、いわゆるエンジニアリング・サービス借款というものを供与いたしております。その借款を用いまして、コタパンジャン・ダムの上流域約三十三万ヘクタールを対象に、環境改善と森林資源の育成を目的といたしまして緑化あるいは森林の復旧、造林等を実施するということで詳細設計等を行ったわけでございます。

その後、本体事業そのものにつきましてはインドネシア政府からの要請はございませんで、その後の事業について円借款を供与した事実はございません。

の植林についてはいいのかということのようですけれども、結局、世論対策として森林造成もやりますよという宣伝をするためにそういう調査をしようということや宣伝をしたということだと思っております。セクター・プログラム・ローンだとかOECF援助資金による井戸の建設だとか、あるいは森林造成の今のことについてきちんと、何がどうなったのか、それが適切だったのかどうか、そういう問題について、これも会計検査院に、先ほどの問題と併せてきちっと検査をしていただきたいと思っております。

○説明員(石野秀世君) 今、委員御指摘の円借款につきまして、国際協力銀行本店検査の際に、そういった円借款の対象がどういったものであり、また事業が計画どおり進められているのかといった点に關しまして関係資料あるいは説明を受けるということと、その把握をしてみたいというふうな思っております。

○岩佐憲美君 J B I C は現地住民が日本で裁判を起そうとしておる事業に對して、二〇〇一年、専門家を派遣して、現地政府と住民との間を取り持つてゴムの修復あるいは水道施設の設置などの行動計画をまとめています。この専門家の派遣、これはどこに委託をしたのでしょうか。

○参考人(河野善彦君) 委託先は日本工営株式会社でございます。

○岩佐憲美君 日本工営はムネオハウスの工事で入札を不調に終わらせて、鈴木氏の後援会長の建設会社との随意契約に持ち込んだ偽計業務妨害罪で社員が有罪判決を受けたところです。外務省の海外支援事業に食い込んでおる利権企業です。そういうところに事業の失敗の後処理を委託する、私はそういうところにやはりこの外務省を始めとするODA事業の本質が現れているというふうな思っております。

今日の質疑では、必要性や効果を疑われる現地の住民に重大な被害を与えているODA事業に巨額の税金が投入されているにもかかわらず、かなり今日質疑でやり取りするということと数字が出てきておる部分もあるのですけれども、本邦初公開の数字が随分出てきているところあるんですけれども、まだまだ実態が明らかにされていない部分がたくさんあります。インドネシアの円借款の残高というのは二兆一千七百四億円にも上っています。このうち三千五百億円は返済繰延べをしております。コタパンジャン・ダム関係では、まだ一円も返済されていません。こういうずさんな状態で私は国民の税金が使われるということは、絶対に許されたいと思っております。

今日要求した資料すべて、当委員会に早急に提出をしよう委員長のお取り計らいをお願いしたいと思います。

○委員長(白浜一良君) 協議いたします。

○岩佐憲美君 終わります。

○大江康弘君 国会改革連絡会(自由党)大江康弘でございます。通称国連といっています。本家の国連はイラク戦争前後から余り機能しておりませんけれども、参議院の国連はしっかりと機能しておりますので、今日石原大臣、若松副大臣、お忙しい中、本当にありがとうございます。

いろいろと先ほど来から議論を聞かせていただいたわけですが、この政策評価、昨年から政策評価法となつて一年であります。二年前の省庁再編成の中でそれぞればらばらにやったものが一元化をしてこういう評価法ということになったわけでありまして、今朝ほど新聞を見ておりますと、今度は都立の高校で生徒が今度先生を評価をするという、こういうような記事も出ております。先生にとってみたら大変な緊張感だらうなと、そんなことも思うわけでありますけれども、いずれにしても、バブル時代のこの潤沢に予算があった時代に比べて、こういう一つの財政改革、いろんな行政改革が求められる中で政策評価をするということは、私は一つの国民に對して説明責任を果たすという意味では大変いいことだと思っております。

しかし、私は多少地方の議員の経験として二二年間、地方の役人を見てきたときに、役人の一